

壁面利用広告（建造物を利用した広告物）の許可基準

地域等		許可がいないもの	許可を得て表示できるもの
自家 広告物	禁止 地域	1 表示面積は10㎡以下 2 上端の高さは軒高以下 3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。 (別表第2第1号)	1 表示面積は、1面の壁面につき、その壁面面積（開口部分を含む）の5分の1以下。ただし、表示面積が10㎡以下であるときは、この限りでない。 2 上端の高さは軒高以下 3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。 (別表第1第2号)
	許可 地域	1 表示面積は、1面の壁面につき、その壁面面積（開口部分を含む。）の5分の1以下（壁面面積の5分の1が10㎡に満たないときは、10㎡以下）ただし、近隣商業、商業地域にあつては、10分の3以下（壁面面積の10分の3が10㎡に満たないときは、10㎡以下） 2 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。 (別表第2第1号)	許可を得ることにより、左の基準を 超えて表示できるものはありません。
一般 広告物	禁止 地域	一般広告物は、禁止地域には表示（設置）できません。（適用除外を除く）	
	許可 地域	一般広告物は、許可を得て設置（表示）してください。（適用除外により許可不要なものを除く）	1 表示面積は、1面の壁面につき、その壁面面積（開口部分を含む）の5分の1以下。ただし、近隣商業地域・商業地域にあつては10分の3以下。 2 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。 (別表第1第1号)

『1面の壁面につき、その壁面面積(開口部分を含む)』とは、広告物を表示する壁面の方向から見て、建築物を平面的(ドアや窓等の開口部分を含め、壁面の凹凸がないもの)とみなす。)なものと仮定して算出した面積をいいます。

屋根部分は除くため、壁面面積を算出する際の高さは、軒高(屋根を支える“はり”まで)で計算してください。また、屋上に設けられるペントハウスやパラペット(屋上等の端に設置される低い手すり壁)などの工作物は、壁面面積から除きます。

壁面利用広告の『表示面積』とは、“1面の壁面につき、その壁面面積(開口部分を含む)”に表示されるすべての壁面利用広告の表示面積を合算した面積をいいます。  
 パラペットに表示される広告物は、全て壁面利用広告の表示面積に含まれます。  
 パラペットを含む壁面から上部に連続する広告物は、連続する広告の表示面積全てを壁面利用広告とみなします。  
 壁面利用広告と突出し広告の両方の条件を備える広告物は、双方の基準を適用して審査します。必要以上に、壁面から離れた位置に、広告表示面を設置することはできません。  
 「自家広告物で禁止地域における許可がいないもの」のみ、1壁面単位でなく全壁面になります。つまり、全壁面で10㎡以下ということになります。

壁面利用広告に用いる「地色(広告の背景色)」が建物の壁面の塗装色と同じ場合は、壁面全体が広告の表示面積とみなされる場合がありますので、図案を決定する前にご相談ください。

壁面塗装色を利用して広告を表示していると見えるような広告物を設置した場合は、改修、除却(撤去)等の指導や命令を受けることがありますのでご注意ください。

